

「新たな循環型社会形成推進基本計画のための具体的な指針について（案）」
ならびに今後の循環型社会計画部会の進め方に関する意見

2012年5月25日
経団連 廃棄物・リサイクル部会長
吉川 廣和

1. (参考資料には掲載されていないが)第四次環境基本計画には、環境政策の課題として、「エネルギー、資源、食料の持続可能な利用の下で環境、経済、社会を統合的に向上させる」ことが挙げられている。

今後の循環型社会計画部会の検討にあたっては、環境と経済の両立の視点が重要である。経済合理性のない政策は、不法投棄や非効率なエネルギー消費を助長し、結果として、持続可能な社会の構築を阻害する場合もある。

「新たな循環型社会形成推進基本計画のための具体的な指針について」の「1」については、第四次環境基本計画第2部第1章第6節のみならず、同計画全体に言及する表現とすべきである。

2. 「4. 取組推進に向けた指標及び具体的な目標(第4次基本計画第2部第1章第6節)」の具体的な検討にあたっては、以下に留意すべきである。
 - (1) 技術等の目標を達成する手段やその実現可能性を十分踏まえるべき。
 - (2) 事業者の努力が適切に反映されるような指標とすべき。
3. 産業廃棄物の削減余地は極めて小さいという事業者は多く、さらなる循環型社会を目指すためには、事業者の主体的な取組みに加え、政府による政策的支援や、法制度のきめ細かな見直し・運用改善などの環境整備が不可欠である。

以上